

第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画

地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと 確保方策に係る実績の評価（令和4年度）

（１）－１	利用者支援事業（特定型・基本型）	・・・１
（１）－２	利用者支援事業（母子保健型）	・・・２
（２）	地域子育て支援拠点事業	・・・３
（３）	妊婦健康診査事業	・・・４
（４）	乳児家庭全戸訪問事業	・・・５
（５）	養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）	・・・６
（６）	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	・・・７
（７）	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	・・・８
（８）－１	一時預かり事業 幼稚園等における一時預かり（幼稚園型）	・・・９
（８）－２	一時預かり事業 保育所における一時預かり（一般型）	・・・１０
（９）	時間外保育（延長保育）事業	・・・１１
（１０）	病児保育事業	・・・１２
（１１）	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	・・・１３
（１２）	実費徴収に係る補足給付事業	・・・１４
（１３）	多様な事業者の参入促進事業	・・・１５

本計画の内容	事業名	(1) — 1 利用者支援事業 (特定型・基本型)				
	所管部	こども未来部 (子育て支援課・こども家庭課)				
	事業の概要等	【事業概要】 児童及びその保護者、妊婦の身近な場所に利用者支援専門員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じてそれらの相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 【対象】 児童とその保護者 【実施内容・確保方策 (提供体制) など】 ・教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用に関する相談に応じます ・個々の家庭状況に即した適切なサービスが円滑にできるよう、利用者支援専門員の配置を継続します 【子育て支援課に特定型1名 (※1)、こども家庭課に基本型1名 (※2) を配置】 ※1 特定型・・保育サービス等の情報提供や相談等を行うもの ※2 基本型・・子育てに関する幅広い相談や支援、関係機関との連絡調整等を行う				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (実施箇所数)	2	2	2	2	2
	確保方策 (提供体制) (実施箇所数)	2	2	2	2	2
計画に対する評価等	需要量の見込みに対する実績	2	2	2		
	確保方策 (提供体制) に対する実績	2	2	2		
	評価	【特定型】 保育サービスに関する相談に応じ、情報提供や利用に向けての支援等を行う専門職員を1名配置し、保護者に対して適正な保育所入所申込みの案内や保育所等の選択のほか、各種サービスの利用について474件の相談・情報提供を行った。 【基本型】 個々の家庭のニーズに沿ったサービスについての相談、情報提供を行うため、職員を1名配置し子育て世代包括支援センターの開放事業等において、79件の相談・情報提供などを行った。				
	今後の方向性など	【特定型】 教育・保育施設の利用に関する相談は保育ニーズの多様化や需要の高まりを受け、窓口での対応が長時間に及ぶことが増えていることから、ニーズに即した手厚く細やかな対応ができるよう令和5年度から相談時間を拡大 (9:30~16:00→9:00~17:20) しており、今後も市民サービスの向上が図られるよう、事業を継続していく。 【基本型】 引き続き、利用者支援事業「母子保健型」との連携を図りながら、個々の家庭のニーズに沿った、育児に関する相談・情報提供を行う。				
	備考					

本計画の内容	事業名	(1)ー2利用者支援事業(母子保健型)				
	所管部	こども未来部(こども家庭課)				
	事業の概要等	【事業概要】 児童及びその保護者、妊婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じてそれらの相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 【対象】 妊産婦・就学前児童とその保護者 【実施内容・確保方策(提供体制)など】 ・妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応するため、専任の保健師を子育て世代包括支援センターに1名配置します ・妊娠の届出等の機会を通じて全ての妊産婦の状況を把握し、特に支援を必要とする妊産婦に必要な母子保健サービスが早期に提供されるよう関係機関と協力しながら支援を行います ・相談内容や地域の実態に応じて、母子保健施策の整備、体制について検討します				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み(実施箇所数)	1	1	1	1	1
	確保方策(提供体制)(実施箇所数)	1	1	1	1	1

計画に対する評価等	需要量の見込みに対する実績	1	1	1		
	確保方策(提供体制)に対する実績	1	1	1		
	評価	専任の保健師1名を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供するために、利用者支援事業(母子保健型)を実施した。母子手帳交付時の相談対応など、来所又は電話による相談件数は551件、子育て世代包括支援センター開放事業の利用者は380人であり、妊娠期から子育て期への相談や情報提供などを行った。				
	今後の方向性など	様々な機会を利用して子育て世代包括支援センターの周知を図り、引き続き妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供できるよう努めていく。				
	備考					

本 計 画 の 内 容	事業名	(2) 地域子育て支援拠点事業				
	所管部	こども未来部（子育て支援課）				
	事業の概要等	【事業概要】 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 【対象】 就学前児童とその保護者 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・子育て支援拠点施設4か所（子育て支援センター3か所、わくわく広場1か所）において、開放事業、子育て講座や育児相談等を行い、親子の交流や保護者同士の情報交換、仲間作りの場を提供します ・利用者のニーズの把握に努め、地域性や利用者の年齢等を考慮しながら今後の実施内容や体制について検討し、関係機関や子育て支援ボランティア等と連携を図りながら、地域から子育て世帯を支える取組を進めます ・様々な形態の情報を提供すべく、子育て支援センターやわくわく広場で発行する情報誌のほか、市の広報誌やホームページなどを活用し、最新の情報を提供します ※子育て支援センター：奥沢保育所併設「げんき」、赤岩保育所内「風の子」、銭函保育所併設「あそぼ」 ※わくわく広場：朝里幼稚園併設				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み （延べ利用人数/月） ※利用世帯数	500	500	500	500	500
	確保方策（提供体制） （延べ利用人数/月） ※募集世帯数	650	650	650	650	650
計 画 に 対 する 評 価 等	需要量の見込み に対する実績	273	186	340		
	確保方策（提供体制） に対する実績	521	298	659		
	評価	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一部、事業の縮小や中止をせざるを得ない時期もあったが、令和3年度と比べ、当該感染拡大が落ち着いたため、一定程度親子の交流の場を提供することができた。				
	今後の方向性など	引き続き、親子の交流の場や保護者同士の情報交換、仲間づくりの場を提供していきたい。				
	備考					

本計画の内容	事業名	(3) 妊婦健康診査事業				
	所管部	こども未来部（こども家庭課）				
	事業の概要等	【事業概要】 妊婦の健康の保持増進及び経済的負担の軽減のために、国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、その費用を公費負担する事業 【対象】 妊婦 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、妊婦一般健康診査14回分と超音波検査6回分を公費負担とします（検査項目①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導、④妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査） ・今後も医療機関等の協力を得て、全ての妊婦が必要な時期に受診できる体制を維持します				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み （延べ受診人数/月）	455	437	420	402	387
	確保方策（提供体制） （健診回数）	5,122	4,919	4,728	4,525	4,356

計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	411	426	377		
	確保方策（提供体制） に対する実績	4,949	5,097	4,488		
	評価	令和4年度の1人当たりの受診件数は約12回と、これまでと同程度の受診件数を維持しており、継続して妊婦の受診の機会を確保できているものと判断する。				
	今後の方向性など	今後も、出産費用の軽減、安心して出産できる環境整備、妊娠期を安全に過ごせるよう、事業を継続していく。				
	備考					

本計画の内容	事業名	(4) 乳児家庭全戸訪問事業				
	所管部	こども未来部（こども家庭課）				
	事業の概要等	【事業概要】 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、育児相談に応じ、助言その他の援助支援を行う事業 【対象】 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・育児等に関する不安や悩みの聴取、子育て支援に関する情報提供、要支援家庭に対するサービスの提供や関係機関との連絡調整等を通して、乳児のいる家庭の地域からの孤立化を防ぎ、母親や家族が安心して子育てができる環境づくりを行うため、全戸訪問を実施します ・訪問結果に応じた継続支援の取組や関係機関等との連携を図り、適切な支援に努めます				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み （延べ訪問件数/年）	501	482	465	447	431
	確保方策（提供体制） （訪問実施率）	100%	100%	100%	100%	100%
	備考					

計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	405	424	381		
	確保方策（提供体制） に対する実績	94.2%	99.1%	96.9%		
	評価	令和4年度も新型コロナウイルス感染症の流行が続き、感染対策を理由に訪問を拒否する世帯もみられたが、96.9%と例年通りの実施率を維持できている。 訪問では、出産後の母親の精神面フォローの必要性を見極めるため、エジンバラ産後うつ質問票や赤ちゃんへの気持ち質問票を実施し、必要時、受診勧奨や継続支援につなげた。また、悩みや不安の傾聴、子育て支援事業の積極的な利用を勧め、地域とのつながりの中で、安心して子育てができるよう努めた。訪問できなかった世帯については、1か月児健診の結果把握や予防接種歴などの情報を基に、全対象者の状況を把握している。				
	今後の方向性など	今後も育児に関する不安や悩みへの対応、子育て支援に関する情報提供、要支援家庭に対するサービスの提供や関係機関との連携をとおして、乳児のいる家庭が地域から孤立することを防ぎ、健全な育成環境の確保を図るため、本事業を継続していく。				
	備考					

本計画の内容	事業名	(5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)				
	所管部	こども未来部（こども家庭課）				
	事業の概要等	【事業概要】 ①養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を構成する関係機関（児童相談所、警察、小・中学校、保育園、幼稚園、病院等）の専門性の強化を図る事業 【対象】 ①0歳～5歳の児童がいる養育支援が必要な家庭 ②児童とその保護者 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ①乳児家庭全戸訪問事業や児童虐待相談等により、児童の養育に支援が必要と判断した家庭に対し、保健師が専門的な相談・指導を行い、ヘルパーが育児・家事援助を行います ②児童虐待のリスクを抱える家庭に対し、子どもを守る地域ネットワークを活用し、未然防止に向け早期に関係機関と連携しながら支援の強化を図ります				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (実訪問人数/年)	2	2	2	2	2
	確保方策（提供体制） (訪問実施率)	100%	100%	100%	100%	100%
計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	2	1	0		
	確保方策（提供体制） に対する実績	100%	100%	0%		
	評価	令和4年度の実績は無かった。本事業の対象となる世帯は2件あったが、保健師から育児・家事援助の利用について助言したところ、ヘルパーが定期的に自宅に来ることに対する抵抗感が強く、育児・家事援助の利用についての同意を得ることができなかったため、本事業による支援まではつながらなかった。				
	今後の方向性など	改正児童福祉法の施行に併せ、育児・家事援助の部分についてのみ、令和6年度から新事業（子育て世帯訪問支援事業）に切り替える予定。				
	備考					

本 計 画 の 内 容	事業名	(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）				
	所管部	こども未来部（こども家庭課）				
	事業の概要等	【事業概要】 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）） 【対象】 児童（１歳～１７歳）とその保護者 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・市内には児童養護施設がないため、市外の児童養護施設（仁木町・蘭越町・札幌市北区）が受入先となり、養育を受けることが一時的に困難となった児童の養育・保護を行います ・利用希望があった際に迅速に対応できるよう、実施施設の空き状況を定期的に確認し、現状把握に努めます ・今後においては、受入先を確保するため、現在の実施施設数を確保すると共に、利用人数がさらに増えた場合は実施施設数の増加について検討します				
	計画の指標	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	需要量の見込み （実利用人数/年）	10	10	10	10	10
	確保方策（提供体制） （実施施設数）	3	3	3	4	4
計 画 に 対 す る 評 価 等	需要量の見込み に対する実績	5	8	6		
	確保方策（提供体制） に対する実績	3	4	4		
	評価	令和４年度の実利用人数は６人となり、前年度より減少となったが、保護者の育児疲れ等の理由により養育を受けることが一時的に困難となった児童を保護し、安全を確保することができた。 トワイライトステイは受入施設が無いため、実施していない。				
	今後の方向性など	令和３年度の法改正により、里親との委託契約が可能となった。令和５年度より市内在住の里親との委託契約を行い、児童送迎の利便性や利用期間中の児童の登園、登校が改善される見込みである。				
	備考					

本 計 画 の 内 容	事業名	(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）				
	所管部	こども未来部（子育て支援課）				
	事業の概要等	【事業概要】 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡及び調整等を行う事業 【対象】 児童（0歳～小学校6年生）とその保護者 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・NPO法人との委託契約により、市内に設置しているファミリー・サポート・センターが、保育園や幼稚園の送迎等の援助活動に関する会員間の連絡及び調整を行います ・市ホームページ、公共施設や親子が利用する施設等へのチラシの設置のほか、親子が集うイベント等の機会を通じて、一層の周知に努めます ・より円滑な援助活動の推進及び提供会員の更なる増加に向けて、「提供会員養成講習会」を継続して実施し、提供会員の確保に努めます				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み （延べ利用人数/年）	780	780	780	780	780
	確保方策（提供体制） （延べ利用人数/年）	780	780	780	780	780
計 画 に 対 す る 評 価 等	需要量の見込み に対する実績	700	789	1,229		
	確保方策（提供体制） に対する実績	700	789	1,229		
	評価	提供会員を確保するための講習会を前年同様2回開催し、7名の登録となったが、委託先のNPO法人による活動により、前年比より9名の増となり、提供体制は前年度より確保された。 令和4年度の延べ利用人数は、1,229人（前年比延べ440人増）となったが必要な提供体制は確保することができた。				
	今後の方向性など	引き続き、提供会員の確保に努めるほか、事業の周知を図りながら事業を実施していく。				
	備考					

本計画の内容	事業名	(8) - 1 一時預かり事業 幼稚園等における一時預かり(幼稚園型)					
	所管部	こども未来部(子育て支援課)					
	事業の概要等	【事業概要】 幼稚園、認定こども園において通常の教育時間以降や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を実施することにより、保護者の育児負担の軽減を図る事業 【対象】 幼稚園等の在園児童とその保護者 【実施内容・確保方策(提供体制)など】 ・幼稚園、認定こども園での一時預かりは、通常の教育時間以降の時間や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を希望する児童を対象として実施します ・保護者の育児負担の軽減に資する事業であり、ニーズ動向を把握しながら実施していきます。					
	計画の指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (延べ利用人数/年)	幼稚園等における一時預かり(1号認定)	6,809	6,520	6,134	5,992	5,699
		幼稚園等における一時預かり(2号認定)	83,643	80,098	75,354	73,606	70,010
計画に対する評価等	確保方策(提供体制) (延べ利用人数/年) ※定員数×実施日数		313,440	313,440	313,440	313,440	313,440
	需要量の見込みに対する実績	幼稚園等における一時預かり	74,497	83,811	83,383		
	確保方策(提供体制)に対する実績		321,276	321,276	327,180		
	評価	本事業は18か所の幼稚園、認定こども園で実施し、令和4年度の利用実績は、延べ利用人数が83,383人で、施設を利用する保護者のニーズに対応し、提供体制は十分確保することができた。					
	今後の方向性など	本事業の対象とならない私立幼稚園等においても預かり保育を実施しており、各施設において保護者のニーズに対応している。引き続き、保護者のニーズにこたえるため、幼稚園における一時預かりを実施していく。					
	備考	「確保方策(提供体制)に対する実績」は、1号認定の定員1,330人×246日(令和4年度の土曜日、日曜日及び祝日を除く日数)で算出した。					

本 計 画 の 内 容	事業名	(8)－2 一時預かり事業 保育所における一時預かり（一般型）				
	所管部	こども未来部（子育て支援課）				
	事業の概要等	【事業概要】 保育所において一時的に保育を必要とする児童を預かることにより、保護者の育児負担の軽減を図る事業 【対象】 在園児以外の就学前児童とその保護者 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・保育所での一時預かりは、通常保育の対象とならない保護者の週2、3日程度の就労や、急病や入院などに伴う緊急・一時的な保育又は保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などのため、一時的に保育を必要とする児童を対象として実施します ・保護者の育児負担の軽減に資する事業でもあり、ニーズの動向に留意しながら、市全体の実施体制について検討します				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み （延べ利用人数/年）	585	585	585	585	585
	確保方策（提供体制） （延べ利用人数/年） ※定員数×実施日数×実施施設数	13,500	13,500	13,500	9,000	9,000

計 画 に 対 す る 評 価 等	需要量の見込み に対する実績	287	272	116		
	確保方策（提供体制）に 対する実績	13,215	13,125	8,790		
	評価	令和4年4月から保育士不足により実施施設が1か所休止となり、前年度より延べ利用者の数は減少したが、市内2か所の保育所及び認定こども園も事業を実施しており、緊急・一時的な保育を必要とする保護者のニーズについては、概ね対応することができた。				
	今後の方向性など	引き続き、多様な保育ニーズに応えるため、保育所等における一時預かりを実施していく。				
	備考					

本計画の内容	事業名	(9) 時間外保育(延長保育)事業				
	所管部	こども未来部(子育て支援課)				
	事業の概要等	【事業概要】 保育認定を受けた児童について、保育所の通常の保育時間を超えて、保育所・認定こども園において保育を実施する事業 【対象】 保育所等の在園児童とその保護者 【実施内容・確保方策(提供体制)など】 ・認可保育所において、保護者の就労形態の多様化、超過勤務などに伴う保育需要に応えるため、開所時間を午後7時まで延長して保育を実施します ・仕事と子育ての両立を図る事業として、今後も利用者ニーズを踏まえながら、市全体の実施体制について検討します				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (実利用人数/年)	606	606	606	606	606
	確保方策(提供体制) (実利用人数/年) ※定員数	871	871	871	871	871

計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	578	614	663		
	確保方策(提供体制) に対する実績	881	834	829		
	評価	保育必要量が短時間認定である児童のための延長保育事業については、前年度と同様に27か所において実施し、開所時間を午後7時まで延長する延長保育事業についても、前年度と同様に12か所において実施したことにより、保護者の多様な就労形態や超過勤務などに伴う保育ニーズに応えることができた。				
	今後の方向性など	仕事と子育ての両立を図る事業として、引き続き利用者のニーズに対応するため事業を実施していく。				
	備考					

本 計 画 の 内 容	事業名	(10) 病児保育事業				
	所管部	こども未来部（子育て支援課）				
	事業の概要等	【事業概要】 感染症の発症等により一時的に保育所等を利用できない病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士が一時的に保育する事業 【対象】 児童（市内の認可保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校に通う1歳～小学校6年生）とその保護者 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・令和元年10月から開設した認定こども園の専用施設（民営1か所）において、引き続き、実施します ・仕事と子育ての両立を図る事業として、今後も利用者ニーズを踏まえながら、対象児童の範囲や確保方策（受入定員）など、市全体の実施体制について検討します				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み （延べ利用人数/年）	710	678	643	100	100
	確保方策（提供体制） （延べ利用人数/年） ※定員数×稼働日数	720	720	720	720	720
計 画 に 対 する 評 価 等	需要量の見込み に対する実績	15	41	32		
	確保方策（提供体制） に対する実績	720	726	738		
	評価	令和4年度の登録者数は91人おり、利用実績としては新型コロナウイルス感染症の影響などで、延べ利用人数は32人であったが、一時的に保育所等を利用できない病児保育への提供体制は十分確保することができた。				
	今後の方向性など	利用者の負担を軽減することで、より利用しやすい事業とするため、令和5年度から利用料の無償化を実施しており、引き続き、保護者のニーズに応え、利用者の利便性向上に向けて事業を実施していく。				
	備考					

本計画の内容	事業名	(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)				
	所管部	こども未来部(放課後児童課)				
	事業の概要等	【事業概要】 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業 【対象】 就学児童(小学校1～6年生)とその保護者 【実施内容・確保方策(提供体制)など】 ・小学校及び塩谷児童センター(委託契約により実施)において放課後児童クラブを開設し、利用を希望する児童の受入れに努めるとともに、必要に応じて施設の整備、改修を行います ・放課後や長期休暇中に小学校の余裕教室を活用して、学習や体育活動などの機会を提供する「放課後子供教室」の開設について、その基本となる「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブとの一体的な又は連携した展開を目指し、検討を行います				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (実利用人数/年)	909	846	809	747	712
	1年生	287	267	265	227	235
	2年生	245	235	218	217	186
	3年生	201	179	172	159	158
	4年生	110	102	91	87	80
	5年生	39	46	43	38	37
	6年生	27	17	20	19	16
	確保方策(提供体制) (実利用人数/年) ※利用定員数	912	912	912	912	912
計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	828	721	740	0	0
	1年生	308	299	270		
	2年生	226	216	247		
	3年生	167	130	146		
	4年生	87	46	50		
	5年生	20	23	18		
	6年生	20	7	9		
	確保方策(提供体制) に対する実績	912	933	882		
	評価	令和4年度については、16か所、26クラブを開設(利用児童数の減少により前年度より1クラス減)、確保方策(提供体制)の882人に対し実利用人数は740人で前年度と比べ19人の増、待機児童はゼロであった。 待機児童を出すことなく、放課後の児童の安全・安心な居場所を確保し、児童の健全育成を行うことができた。				
	今後の方向性など	共働き世帯等の子育て支援のため事業を継続していく。 令和4年9月にアンケート調査を行い開設時間延長のニーズを把握した。開設時間拡大については、職員配置設計と人員確保、事業費見積り等を行い、ニーズに対応する運営について検討する必要がある。 また、放課後子供教室は、教育部生涯学習課が土曜日に実施している「地域子ども教室」を令和4年度から放課後子供教室としても位置付けることとし、今後も複数の学校施設で継続していくが、平日放課後の実施は人材確保等が課題となっている。				
	備考	確保方策(提供体制)に対する実績について、開設地の移転等による定数変更に伴い報告数値を変更した。				

本計画の内容	事業名	(12) 実費徴収に係る補足給付事業				
	所管部	こども未来部（子育て支援課）				
	事業の概要等	【事業概要】 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入、行事への参加に要する費用及び給食を実施している場合の副食費を補助する事業 【対象】 特定教育・保育施設等の利用世帯（所得制限あり） 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・事業の周知を図り、今後も引き続き、対象者への助成事業を行います				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み （延べ利用人数/年）	1,635	1,635	1,635	183	183
	1号認定	41	41	41	41	41
	2・3号認定	106	106	106	106	106
	新1号認定	1,488	1,488	1,488	36	36
	確保方策（提供体制） （延べ利用人数/年）	1,635	1,635	1,635	183	183
計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	842	928	134		
	1号認定	29	39	54		
	2・3号認定	83	82	80		
	新1号認定	730	807	0		
	確保方策（提供体制） に対する実績	842	928	134		
	評価	（1号認定及び2・3号認定） 保護者の世帯所得の状況等を勘案し、保護者が支払うべき教材費などの必要な費用について、対象者全員に助成を行った。 （新1号認定） 新1号認定は従来型幼稚園を利用している児童への給付制度であるが、市内の幼稚園は令和4年度に全て新制度幼稚園に移行したため、市内には従来型幼稚園が存在しなくなった。 市外の従来型幼稚園を利用している児童もいるが、令和4年度における本事業の対象世帯はなかった。				
	今後の方向性など	引き続き対象児童への助成を実施し、円滑な教育・保育の利用を図る。				
	備考					

本計画の内容	事業名	(13) 多様な事業者の参入促進事業				
	所管部	こども未来部（子育て支援課）				
	事業の概要等	【事業概要】 特定教育・保育施設への新規参入事業者に対する相談・巡回支援を行う事業 【対象】 特定教育・保育施設への新規参入事業者 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・新規参入事業者があった場合には、適切な相談・巡回支援を実施します				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み （実施施設数）	0	0	0	0	0
	確保方策（提供体制） （実施施設数）	0	0	0	0	0
計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	0	0	0		
	確保方策（提供体制） に対する実績	0	0	0		
	評価	令和4年度については、問合せはあったが新規に参入する事業者がいなかったため、事業は実施しなかった。				
	今後の方向性など	新規参入事業者があった場合には、適切な相談・巡回支援を実施する。				
	備考					